

# 産業競争力強化法について

令和7年12月

経済産業政策局 産業創造課

# 1. 産業競争力強化法の概要

- 我が国の産業競争力を強化するため、主に以下の2つを規定。

- ① **新事業活動、新陳代謝、設備投資等に取り組む事業者への支援措置**（計画認定や確認等に基づく金融・税制・規制等の特例措置）
- ② **支援機関等の事業環境整備**（JIC等の設立根拠、特定認証紛争解決事業者の認定 等）

※アベノミクス第3の矢（日本再興戦略）を実行するための法律として、平成25年に制定。その後、第4次産業革命やコロナ禍・GX・国際的な企業立地競争の激化等の事業環境変化に対応し、平成30年・令和3年・令和6年に改正。

## ① 計画認定等を受けた事業者に対する支援措置

## ② 支援機関等の事業環境整備



# 2. 産業競争力強化法の全体像について

## 産業競争力強化法の全体像

### 第1章 法目的

我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、**産業競争力を強化することが重要**であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、**基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに**、（中略）措置を講じ、もって**国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与**することを目的とする

### 第1章 基本理念

産業競争力の強化は、**事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大**を目指し、**新たな事業の開拓、事業適応、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に**行うことを基本とし、**国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として**、行われなければならない

### 具体的な支援措置等

#### 第2章 規制改革の推進等

規制改革への突破口となる  
規制横断的な制度

- **規制のサンドボックス制度**  
✓ 事業の実施前に実証を行うことを可能とする制度【**認定制度**】
- **グレーゾーン解消制度**  
✓ 事業開始前に法令の解釈・適合性を確認することを可能とする制度
- **新事業特例制度**  
✓ 規制の特例措置を整備し、事業を実施することを可能とする制度【**認定制度**】

#### 第3章 産業活動における新陳代謝の活性化

産業の新陳代謝を促す分野横断的措置

- **事業適応の円滑化**  
✓ 事業環境の変化に対応し、事業変革を行う企業に対する支援【**認定制度**】  
※**税制措置**：戦略分野国内生産促進税制、CN税制
- **特定研究成果活用支援事業の促進**  
✓ 国立大学等の出資によるベンチャーキャピタル等への資金供給支援【**認定制度**】
- **事業再生の円滑化**  
✓ 事業再生ADR制度による事業再生を円滑化するための支援【**認定制度**】
- **特定新需要開拓事業活動計画の促進**  
✓ 企業・大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画に対する支援【**認定制度**】
- **場所の定めのない株主総会等の活用**
- **事業再編の円滑化**  
✓ 生産性向上を目指し、事業再編を行う企業に対する支援【**認定制度**】  
※**税制措置**：登録免許税の軽減、債権放棄時の資産評価損の損金算入、パーソナルスピノフ税制
- ✓ 複数回のM&Aのための事業再編を行う、成長意欲のある中堅・中小企業に対する支援【**認定制度**】  
※**税制措置**：中堅・中小グループ化税制
- **革新的技術研究成果活用事業活動の促進**  
✓ ディープテックスタートアップへの民間融資に対する債務保証支援【**認定制度**】
- **募集新株予約権の機動的な発行**  
✓ スタートアップがストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組みの整備

#### 第4章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

外部経営資源の活用による企業の成長等に対する資金供給・民間投資促進

#### 第5章 中小企業の活力の再生

中小企業の創業・事業再生支援

- **創業等の支援**  
✓ 市区町村と民間事業者の連携による創業支援体制の構築支援【**認定制度**】  
※**税制措置**：登録免許税の軽減
- **中小企業再生支援体制の整備**  
✓ 中小企業再生支援協議会による再生支援体制の強化【**認定制度**】